

令和3年度島根県立隠岐高等学校寄宿舎調理業務委託  
公募型企画提案募集要領

1 目的

島根県立隠岐高等学校寄宿舎調理業務を民間事業者へ委託するにあたり、民間事業者の技術力や専門性を活用するとともに、寄宿舎の調理業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型企画提案方式により委託事業者を選定する。

2 委託業務の名称

令和3年度島根県立隠岐高等学校寄宿舎調理業務委託

3 委託期間

業務委託期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

別紙「令和3年度島根県立隠岐高等学校寄宿舎調理業務委託仕様書」のとおり。

5 応募資格

単独の法人で、次の各号を満たすこと

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- エ 隠岐郡隠岐の島町内に調理施設を有し、かつ、食事又は弁当の製造の実績があること。
- オ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- カ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- キ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- ク 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加の申し出時においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ケ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

## 6 募集に関するスケジュール等

(1) 募集期間	令和3年2月16日(火)～令和3年2月26日(金) ※企画提案募集要領は、下記(10)の提出先及び問い合わせ先で配布する。なお、島根県立隠岐高等学校ホームページからダウンロードすることも可能。
(2) 参加申出書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加申出書1部を、令和3年2月26日(土)午後5時までに、下記(10)の提出先及び問い合わせ先に持参または郵送により提出する。
(3) 質疑の受付期間	質疑がある場合は企画提案質問書にて、令和3年3月5日(金)正午までに持参またはファックスにより提出する。
(4) 質疑の回答方法	質疑の回答は、各参加者の質疑をとりまとめたものを、企画提案参加申出書に記載された連絡担当者に対してファックス送信する。
(5) 質疑の回答日	令和3年3月8日(月)までに行う。
(6) 提案書の提出日	令和3年3月10日(水)午後5時までに持参または郵送により提出する。
(7) 提案者プレゼンテーション日時	令和3年3月17日(水)(予定) ※提案者プレゼンテーションの時間、場所、実施方法等については提案書提出者に別途通知する。
(8) 提案者プレゼンテーション方法	提案者ごとに提案書による説明を行い、選定委員会から質問を行う。
(9) 審査結果の通知	令和3年3月19日(金)(予定)
(10) 提出先及び問い合わせ先	所属 島根県立隠岐高等学校 担当 事務室 河合 所在 島根県隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原1番地 電話 08512-2-1181 FAX 08512-2-6195

## 7 提案書の作成及び提案項目

### (1) 提案書

次の項目について提案すること。

提出書類名	提案項目	備考
提案書		様式第1号
(1) 会社の概要	・商号及び名称、代表者名、設立年月日、経歴等、資本金、従業員、本店及び支店の概要、業務内容、受託実績等	様式第2号
(2) 総括的事項	・運営方針、執行管理体制(職員の配置及び方法)及び調理施設等の状況、衛生管理体制	様式第3号
(3) 調理業務	・食材の調達、献立、食事の提供方法	様式第4号
(4) その他	・学校との連携	様式第5号
(5) 見積書	・見積書	様式第6号

(2) 記入方法

- ① 提出書類は、原則としてA4判、縦使い横書きで作成。
- ② 文字の大きさは概ね10.5ポイントから12ポイントとする。

(3) 提出部数 4部

(4) 提出方法 持参または郵送によること。

(5) その他

- ① 提案書の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類は島根県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ④ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

8 選定方法等

(1) 選定委員会の設置

提案内容の審査に当たり、島根県立隠岐高等学校寄宿舎調理業務業者選定委員会を設置し、審査を行う。

(2) 書類審査及び提案者プレゼンテーション

提出のあった書類について各提案項目を評価するとともに、提案に対する質疑及び補足説明を受けるため、提案者プレゼンテーションを行う。提案者プレゼンテーションの時間、場所等については、対象者に文書で通知する。

(3) 審査方法

審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容にもっとも適する企画提案を提出したものを本業務の受託者予定者として選定する。なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、選定しないことがある。

(4) 審査内容

項目	評価内容
ア、受託実績及び運営体制	調理受託実績が豊富であるか。また、運営体制、調理施設は充実しているか。
イ、食材の調達	新鮮で安全性が高く良質な食材が安定して調達できると想定されているか。
ウ、献立	栄養価、ボリューム、味付け、栄養バランス等高校生に適した献立が想定されているか。
エ、食事の提供方法等	食事の製造から食事の終了までの流れが想定されているか。
オ、学校との協力体制	学校の指示に誠意をもって協力し、対応する姿勢が示されているか。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。なお、選定結果及び選定の経過についての問い合わせには応じない。

## 9 契約内容等

(1) 委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日																
(2) 委託料上限額	3,806千円程度（消費税及び地方消費税を含む） ※但し、現時点での状況																
(3) 契約方法	選定委員会により選定された受託予定者と委託内容、委託料について協議のうえ、別途、契約書により委託契約を締結する。																
(4) 委託料の支払	毎月ごとの業務確認後、月割り額の精算払を行う。																
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。																
(6) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則による。																
(7) 食事提供費用	1日1人あたり1,150円以内とする。 ※但し、現時点での状況 ＜参考＞（R2年度は1月末までの実績） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開寮日</th> <th>月平均食事提供数 (朝・昼・夕食含む)</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>336日</td> <td>917食</td> <td>約3,891千円</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>327日</td> <td>823食</td> <td>約3,818千円</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>282日</td> <td>994食</td> <td>約3,503千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	開寮日	月平均食事提供数 (朝・昼・夕食含む)	食費	H30	336日	917食	約3,891千円	H31	327日	823食	約3,818千円	R2	282日	994食	約3,503千円
年度	開寮日	月平均食事提供数 (朝・昼・夕食含む)	食費														
H30	336日	917食	約3,891千円														
H31	327日	823食	約3,818千円														
R2	282日	994食	約3,503千円														
(8) 備品類等	厨房内に備えてある調理器具、食器類の使用が可能。																

## 10 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) 提案者プレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 公募型企画提案にあたり、他社の妨害等不正行為をした者

## 11 その他

受託者予定者との契約は、令和3年度予算が成立し、執行が可能となった後に行う。なお、必要な予算が確保できなかった場合は、契約を行わないことがある。